

淀井病院 施設基準

基本診療料の施設基準

A000 初診料 注16 医療DX推進体制整備加算

オンライン資格確認を行う体制を有しています。

また、患者様の薬剤情報等を診療に活用する体制を有しています。

A106 障害者施設等入院基本料 13:1入院基本料 4階・5階 47床

当院の一般病棟は、日勤、夜勤合わせて1日 12人以上の看護職員が勤務しております。

看護職員の時間帯毎の配置は次のとおりです。

・午前9時から午後5時までは看護職員1人あたりの受け持ち患者様数は 5人以内です。

・午後5時から午前9時までは看護職員1人あたりの受け持ち患者様数は 20人以内です。

A101 療養病棟入院基本料 療養病棟入院料1 6階・7階 49床

当院の療養病棟は、日勤、夜勤合わせて1日 9人以上の看護職員が勤務しております。

看護師の配置は20%以上です。

看護職員の時間帯毎の配置は次のとおりです。

・午前9時から午後5時までは看護職員1人あたりの受け持ち患者様数は 7人以内です。

・午後5時から午前9時までは看護職員1人あたりの受け持ち患者様数は 45人以内です。

当院の療養病棟は、日勤、夜勤合わせて1日 11人以上の看護補助者が勤務しております。

看護補助者の時間帯毎の配置は次のとおりです。

・午前9時から午後5時までは看護補助者1人あたりの受け持ち患者様数は 7人以内です。

・午後5時から午前9時までは看護補助者1人あたりの受け持ち患者様数は 23人以内です。

注10 在宅復帰機能強化加算

在宅復帰支援を行うにつき十分な体制及び実績を有しています。

注11 経腸栄養管理加算

注12 夜間看護加算

A207 診療録管理体制加算3

診療記録管理を行うにつき必要な体制が整備されています。

A211 特殊疾患入院施設管理加算

当該病棟における直近1カ月間の入院患者数の7割以上が、重度の肢体不自由等の患者である。

A214 看護補助加算 看護補助加算2

当院の一般病棟は、日勤、夜勤合わせて1日 9人以上の看護補助者が勤務しております。

看護補助者の時間帯毎の配置は次のとおりです。

・午前9時から午後5時までは看護補助者1人あたりの受け持ち患者様数は 6人以内です。

・午後5時から午前9時までは看護補助者1人あたりの受け持ち患者様数は 39人以内です。

注2 夜間75対1看護補助加算

注3 夜間看護体制加算

A219 療養環境加算

当病院の一般病棟（4階・5階）は1床当たりの平均床面積が8㎡以上である病室が配置されています。

A221 重症者等療養環境特別加算

当病院一般病棟の4階にあります個室の内401号室及び402号室は患者様の容態が常時監視できるような設備又は構造上の配慮がなされている病室で、酸素吸入、吸引のための設備が整備されている個室です。

A222 療養病棟療養環境加算 1

当病院の療養病棟（6階・7階）は、長期にわたる療養を行うために十分な構造設備を有しております。又長期にわたる療養を行うにつき必要な器械・器具が具備されている機能訓練室（2階）があります。1病室4床以下であり、病室に隣接する廊下の幅は1.8m以上であり、当該病棟に係る病棟床面積（食堂・談話室・ナースステーション・浴室・廊下・トイレを含む）が患者様1人につき16㎡の広さがあります。

療養病棟の入院患者様同士や入院患者様と家族様が談話を楽しめる談話室を設けております。又身体の不自由な患者様の利用に適した浴室を設けております。

A245 データ提出加算1・3

入院患者に係る診療内容に関するデータを継続的かつ適切に提出するために必要な体制が整備されています。

淀井病院 施設基準

基本診療料の施設基準

A247 認知症ケア加算3

認知症による行動・心理症状や意思疎通の困難さが見られ、身体疾患の治療への影響が見込まれる患者に対し、認知症患者のアセスメントや看護方法等について研修を受けた看護師を複数配置し、認知症症状の悪化を予防し、身体疾患の治療を円滑に受けられるようにしております。

A400 短期滞在手術等基本料1

短期滞在手術等を行うための環境及び、当該手術等を行うために必要な術前・術後の管理等の要件を満たしています。

入院時食事療養（Ⅰ）・入院時生活療養（Ⅰ）

食事療養を担当する常勤管理栄養士を1名配置し、患者様の年齢・病状によって適切な栄養量及び内容の食事が適時に、かつ保温保冷配膳車により適温で提供しております。

配膳時間 朝 8時 昼 12時 夕 18時以降